

# 内容物調査の概要

～ 分別の啓発・指導手順 ～

**不適正排出** (有料袋で出していない、分別ができない、事業系ごみの排出等)

分別の間違い  
有料袋の不使用  
排出日の間違い など

著しく不適正な排出  
例) カン、ビン、紙類など多くが混在  
・明らかに事業系ごみが排出  
・放置することで衛生上や安全上に  
問題が生じる場合 など

## ダメシールの貼付

排出者が回収

貼付しても改善されず、常態化している場合

## 改善

一過性  
観光ごみ  
明らかに内容物  
調査しても特定  
が困難な場合

## 一定期間放置後、回収

衛生上の問題や、新たな不法投棄を呼び込んでしまうため

## 内容物調査

- ① 不適正排出の実績や、巡回、委託業者からの報告、町内会や市民の通報から、内容物調査の場所を把握
- ② 市職員が不適正排出物を事務所等の敷地内に持ち帰る。  
※ 現場にて内容物を確認する場合は、個人情報保護のため、周りに人がいる場合は、内容物が見られないよう注意して行います。
- ③ 内容物を調査し、混入物の概要や住所・氏名など排出者を特定できる必要最小限の情報を収集し、写真撮影  
※ 写真撮影はプライバシーに配慮

排出者が特定  
できなかった場合

排出者が特定  
できた場合  
(事業者)

排出者が特定  
できた場合  
(市民)

## その他の啓発・指導方法

従来どおりクリーンステーション周辺のチラシの各戸配布、回覧板、クリーンステーションの掲示、巡回や立ち番による直接指導などを実施し、不適正排出の防止を図る。

事業者への  
指導、勧告、  
公表、命令、  
受入拒否

## 個別指導

- ① 表札等で間違いが無いか確認
- ② ごみの分別の件で訪問している旨を説明
- ③ 本人又はごみ出しを実際している家族の方と直接話す。(子供等しかいない場合は、再度訪問します。)
- ④ 本人や家族が確認できた場合、写真を提示  
(場合によっては現物を提示)

※ 個人情報保護のため写真は置いていかない。

再発しない  
場合

繰り返し個別指導を行つ  
ても改善されない場合

## 改善

## 文書による勧告